

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）の規定理由＜法第13条第5項第6号ハ＞

項目	業務規程 条項	遵守事項	概要	理由
卸売業者	5条の2	卸売業者の許可	市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	市場における取引の秩序を維持し、適正に業務運営を行うため
	5条の4	事業の譲渡、譲受、合併、分割	卸売業者が事業の譲渡しをしようとするときは市長の認可を受けなければならない。	
	5条の5	相続	卸売業者が死亡した場合において相続人が被相続人の業務を引き継ぎ行おうとするときは市長の認可を受けなければならない。	
	5条の6	名称変更等の届出	氏名・名称等を変更したときは市長に届け出なければならない。	
	5条7	卸売業者の許可の取消	市長は卸売業者が許可基準に適合しなくなったときはその許可を取り消すものとする。	
	6条	保証金の預託等	卸売業者は許可を受けたのち保証金を預託しなければならない。	
	11条	せり人の登録	卸売のせり人は市長の登録を受けなければならない。	せり売りの業務を適正かつ円滑に行うため
	12条	せり人の登録の更新	登録を受けたせり人は引き続きせりを行わせようとする場合は登録の更新を受けなければならない。	
	13条	せり人の登録の取消	市長はせり人の登録基準に該当しないときは登録を取り消すものとする。	
買受人	15条	買受人の承認	市場において、卸売を受けようとする者は市長の承認を受けなければならない。	市場における取引の秩序を維持し、適正な業務運営を行うため
	16条	名称変更等の届出	買受人は、氏名・名称の変更等したときは市長に届出なければならない。	
	17条	買受人組合の届出	買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、規約等を市長に届出なければならない。	市場における取引の秩序を維持し、適正な業務運営を行うため
	18条	買受人の許可の取消	買受人が許可基準に適合しなくなったときは承認を取り消すものとする。	
	規則19条2項	買受人章	買受人は、買受人章を着用しなければならない。	市場の適正な業務運営を行うため
附属営業人	19条	附属営業人の許可	附属営業人は、市長の許可を受けなければならない。	市場の利便性、活性化を図り、適正な業務運営を行うため
	21条	名称変更等の届出	附属営業人は、氏名、名称の変更等した場合は、市長に届け出なければならない。	
	22条	許可の取消し	市長は、附属営業人が許可基準に適合しなくなった場合は許可を取り消すことができる。	
	23条	保証金の預託等	附属営業人は許可を受けた場合は保証金を市長に預託しなければならない。	
売買取引	26条の2	卸売業者の業務の規制	卸売業者は、当該許可外の卸売その他の販売をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。	市場の適正な業務運営を行うため
	59条5項3号	金品その他の利益の收受の禁止	市長は、せり人がその職務に関して委託者又は買受人から金品その他の利益を收受したときは、せり人の登録を取り消し、業務の停止を命ずることができる。	公平な取引を維持するため
	34条	受託契約約款	卸売業者は販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定める場合は市長の承認を受けなければならない。	公正な取引を確保するため
	35条	販売前における受託物品の検収	卸売業者は、受託物品の受領に当たって、異状を認めたときは、市長の指定する検査員の確認を受け、結果を受領通知書等に付記しなければならない。	公正な取引を確保し、適切な市場運営を行うため
	36条	卸売物品の買受人の明示及び引取	卸売業者は、物品を買い受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。	公正な取引を確保し、適切な市場運営を行うため